

Q&A

本市でのジェンダー教育について



肥塚 康子 議員

YASUKO KOEZUKA



ジェンダー教育について

男女を問わず互いを尊重し、個人が自由に生きる社会を形成し、またジェンダーに理解のある大人に育てるために早期のジェンダー教育が必要と考えるが、本市での考えや取組みについて以下を問う。

問 学校・園での教育は、どのように行っているのか。

答 発達段階に応じた絵本や教材を使い、教職員に対しても研修を実施している。

問 性的マイノリティの児童・生徒の人数把握と支援はどのようになっているのか。

答 人数は把握していないが、担任や大人に相談し易い態勢を作っている。



問 LGB Tに関する内容が入った教科書は使われているのか。

答 学校の保健体育の教科書

では性についての悩みがあれば大人に相談することや相談窓口があることも触れられている。

問 教員のジェンダーに対する意識改革の取組みはされているのか。

答 人権教育研修会等において、多様な性について理解を深める研修を実施しており、意識も高まり、理解も着実に進んでいる。

問 多様な性自認に配慮した制服のジェンダーレス化について、どのように考えているのか。

答 龍野東中学校

では、来年度よりジェンダーレス制服に変わる。その他の学校についても検討の動きがある。



問 D Vはお互いが対等でない関係から発生する。D Vの加害者や被害者を作らないためにも、学齢期における適切なD V防止教育（授業）が必要と思うが、どのように考えているのか。

答 モデル校においてデートD V防止授業を実施した。授業を受けた生徒や現場の先生方の意見を聞いた上で、検討していきたい。

Q&A

空き家対策について



野本 利明 議員

TOSHIAKI NOMOTO



空き家バンクと空き家相談センターについて

問 現状と成果はどのようなのか。

答 空き家バンク制度については、空き家の売却や賃貸を希望する方とこれから空き家を利活用したい方とのマッチングを図る取組みとして平成26年度から運用開始し、令和4年11月末での物件登録数は累計175件で、空き家の購入等を希望される方は年々増加し、利用登録者数は令和4年11月末で累計412人である。また、売買や賃貸の成約済み件数は令和4年11月末で累計100件である。

空き家相談センターは、宅地建物取引業者、司法書士等の専門家団体と行政が連携して、空き家の相談に対応するため平成30年に開設し、令和4年11月末までの相談件数は累計3,767件である。

互いに連携することで、空き

家解消効果を高めている。

「管理不全状態の空き家等」「特定空き家等」について

問 老朽化し危険な空き家であっても、取り壊すと固定資産税が約6倍に跳ね上がることが放置の原因と言われている。

更地にしても一定期間、固定資産税の減免を行い、危険な空き家の除却を進めることはできないのか。

答 除却後の土地について、空き家除却日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から、最大3年間の固定資産税を免除する「たつの市空き家の除却に係る土地の固定資産税の減免に関する要綱」を定め、令和5年1月2日から施行する。制度の周知と相談を受けた空き家が減免の対象に該当するか否かを確認する期間が必要のため、令和6年度課税分から適用していく。

その他の質問事項

- 図書館とスポーツ施設の再編について
- 室津小学校跡地利用について
- 相続土地国庫帰属制度等について